

インターネット上の誹謗中傷等への対策に関する官民の主な取り組み

国の取り組み

- H13.11 プロバイダ責任制限法成立（以降「プロ責法」）
 - ・インターネット上における他人の権利を侵害する情報（名誉毀損・プライバシー侵害の書き込み、著作権侵害コンテンツなど）の流通に対応するため、「プロバイダ等による削除等の対応促進」及び「発信者情報開示請求権」を規定

- H16.10 法務省が「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について」を発出

- H21 違法・有害情報相談センター設立（総務省委託事業）

- H30.10 総務省・法務省が通信関連事業者と実務者検討会を設立

- R 2.7 プラットフォームサービスに関する研究会（総務省）においてインターネット上の誹謗中傷に係る議論を開始

- R 3.4 改正プロバイダ責任制限法成立（R 4.10施行）
 - ・より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続）を創設するなど制度的な見直しを実施

- R 4.5 インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ（以降「検討会取りまとめ」）
 - ・令和3年4月、（公社）商事法務研究会に同検討会が設けられ、法務省、総務省及び最高裁判所が関係行政機関として参加。法務省の人権擁護機関やプロバイダ等が行う誹謗中傷の投稿の削除に資するよう、法的問題の整理・検討を行った

- R 4.6 改正刑法成立（R 4.7 施行）
 - ・侮辱罪の法定刑が「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げ

- R 4.12 上記研究会に、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するWG設置

民間（業界団体）の取り組み

- H14.5 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン策定（初版）
 - ・インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害に関する実務上の行動指針となるガイドラインを、「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会（業界団体や権利者団体等で構成）」が策定

- H18.11 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項策定（以降「契約約款モデル条項」）
 - ・モデル約款を示すことにより、各社における約款・利用規約等の整備を促し、電子掲示板の管理者等による、契約等に基づく違法有害情報への対応を支援するため、「違法情報等対応連絡会（通信関連4事業者団体で構成）」が策定

- H25.11 セーフライン開始（（一社）セーフラインインターネット協会）

- R 2.5, 6 業界団体による緊急声明の発出等
 - ・誹謗中傷問題に対する緊急声明や「誹謗中傷ホットライン（（一社）セーフラインインターネット協会）」の立上げ

- R 3.4 権利侵害明白性ガイドライン策定（以降プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインと合わせて「ガイドライン」）
 - ・プロバイダによる発信者情報の任意開示促進に向け、プロバイダにとって権利侵害が明白であると比較的容易に判断できる類型について方向性を示すため、（一社）セーフラインインターネット協会が策定

- R 4.6 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン改定（第6版）

その他の出来事

- H19 YouTube サービス開始
- H20 Twitter、Facebook サービス開始
- H22 Instagram サービス開始
- R 2.5 テラスハウス 事件

総務省総合通信基盤局「SNS上での誹謗中傷への対策に関する取組の大枠について」（2020年7月）
 プラットフォームサービスに関する研究会（第19回）配布資料を元に、時点修正等を行い作成